6　保護者に対する子育ての支援に当たっては，この章の第１に示す幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標を踏まえ，子どもに対する学校としての教育及び児童福祉施設としての保育並びに保護者に対する子育ての支援について相互に有機的な連携が図られるよう，保護者及び地域の子育てを自ら実践する力を高める観点に立って，次の事項に留意するものとする。

⑴　幼保連携型認定こども園の園児の保護者に対する子育ての支援

ア　園児の送迎時の対応，相談や助言，連絡や通信，会合や行事など日常の教育及び保育に関連した様々な機会を活用して行うこと。

イ　園児の様子や日々の教育及び保育の意図などの説明を通じ，保護者との相互理解を図るよう努めること。

ウ　教育及び保育の活動に対する保護者の積極的な参加は，保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与するだけでなく，地域社会における家庭や住民の子育てを自ら実践する力の向上及び子育ての経験の継承につながることから，これを促すこと。その際，保護者の生活形態が異なることを踏まえ，全ての保護者の相互理解が深まるように配慮すること。

エ　保護者の就労と子育ての両立等を支援するため，病児保育事業など多様な事業を実施する場合には，保護者の状況に配慮するとともに，園児の福祉が尊重されるよう努めること。

オ　地域の実態や保護者の要請により教育を行う標準的な時間の終了後等に希望する者を対象に一時預かり事業などとして行う活動については，園児の心身の負担に配慮するとともに，地域の実態や保護者の事情とともに園児の生活のリズムを踏まえつつ，例えば実施日数や時間などについて，弾力的な運用に配慮すること。その際，教育を行う標準的な時間の活動と保育を必要とする園児に対する教育を行う標準的な時間終了後の保育における活動との関連を考慮すること。

カ　園児に障害や発達上の課題が見られる場合には，市町村や関係機関と連携及び協力を図りつつ，保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。

キ　保護者に育児不安等が見られる場合には，保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう努めること。

ク　保護者に不適切な養育等が疑われる場合には，市町村や関係機関と連携し，要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また，虐待が疑われる場合には，速やかに市町村又は児童相談所に通告し，適切な対応を図ること。

⑵　地域における子育て家庭の保護者等に対する支援

ア　幼保連携型認定こども園において，認定こども園法第２条第12項に規定する子育て支援事業を実施する際には，当該幼保連携型認定こども園が持つ地域性や専門性などを十分に考慮して当該地域において必要と認められるものを適切に実施すること。

イ　市町村の支援を得て，地域の関係機関等との積極的な連携及び協力を図るとともに，子育ての支援に関する地域の人材の積極的な活用を図るよう努めること。また，地域の要保護児童への対応など，地域の子どもを巡る諸課題に対し，要保護児童対策地域協議会など関係機関等と連携及び協力して取り組むよう努めること。

**第２章**　ねらい及び内容並びに配慮事項

この章に示すねらいは，幼保連携型認定こども園修了までに育つことが期待される生きる力の基礎となる心情，意欲，態度などであり，内容は，ねらいを達成するために指導する事項である。これらを園児の発達の側面から，心身の健康に関する領域「健康」，人とのかかわりに関する領域「人間関係」，身近な環境とのかかわりに関する領域「環境」，言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」としてまとめ，示したものである。

各領域に示すねらいは，幼保連携型認定こども園における生活の全体を通じ，園児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連を持ちながら次第に達成に向かうものであること，内容は，園児が環境にかかわって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものであることに留意しなければならない。

この章に示すねらい及び内容は，主として教育にかかわるねらい及び内容であり，保育の実施に当たっては，園児一人一人の発達の過程やその連続性を踏まえ，この章の第１に示すねらい及び内容を柔軟に取り扱うとともに，この章の第２に示す保育の実施上の配慮事項を踏まえなければならない。その際，教育及び保育の内容が相互に関連を持つよう留意する必要がある。

なお，特に必要な場合には，各領域に示すねらいの趣旨に基づいて適切な，具体的な内容を工夫し，それを加えても差し支えないが，その場合には，それが第１章の第１に示す幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標を逸脱しないよう慎重に配慮する必要がある。

第１　ねらい及び内容

健　康

〔健康な心と体を育て，自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。〕

１　ねらい

⑴　明るく伸び伸びと行動し，充実感を味わう。

⑵　自分の体を十分に動かし，進んで運動しようとする。

⑶　健康，安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。

２　内　容

⑴　保育教諭等や友達と触れ合い，安定感を持って行動する。

⑵　いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。

⑶　進んで戸外で遊ぶ。

⑷　様々な活動に親しみ，楽しんで取り組む。

⑸　保育教諭等や友達と食べることを楽しむ。

⑹　健康な生活のリズムを身に付ける。

⑺　身の回りを清潔にし，衣類の着脱，食事，排泄（せつ）などの生活に必要な活動を自分でする。

⑻　幼保連携型認定こども園における生活の仕方を知り，自分たちで生活の場を整えながら見通しを持って行動する。

⑼　自分の健康に関心を持ち，病気の予防などに必要な活動を進んで行う。

⑽　危険な場所，危険な遊び方，災害時などの行動の仕方が分かり，安全に気を付けて行動する。

３　内容の取扱い

上記の取扱いに当たっては，次の事項に留意する必要がある。

⑴　心と体の健康は，相互に密接な関連があるものであることを踏まえ，園児が保育教諭等や他の園児との温かい触れ合いの中で自己の存在感や充実感を味わうことなどを基盤として，しなやかな心と体の発達を促すこと。特に，十分に体を動かす気持ちよさを体験し，自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること。

⑵　様々な遊びの中で，園児が興味や関心，能力に応じて全身を使って活動することにより，体を動かす楽しさを味わい，安全についての構えを身に付け，自分の体を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。

⑶　自然の中で伸び伸びと体を動かして遊ぶことにより，体の諸機能の発達が促されることに留意し，園児の興味や関心が戸外にも向くようにすること。その際，園児の動線に配慮した園庭や遊具の配置などの工夫をすること。

⑷　健康な心と体を育てるためには食育を通じた望ましい食習慣の形成が大切であることを踏まえ，園児の食生活の実情に配慮し，和やかな雰囲気の中で保育教諭等や他の園児と食べる喜びや楽しさを味わったり，様々な食べ物への興味や関心を持ったりするなどし，進んで食べようとする気持ちが育つようにすること。

⑸　基本的な生活習慣の形成に当たっては，家庭での生活経験に配慮し，園児の自立心を育て，園児が他の園児とかかわりながら主体的な活動を展開する中で，生活に必要な習慣を身に付けるようにすること。